

○愛知工業大学研究データ管理等に関するガイドライン

1 目的

愛知工業大学（以下、「本学」という。）において研究で生み出された成果及びその元となるデータ、文書等を適切に管理・保存することは研究者及び研究機関の責務であることから、愛知工業大学研究倫理指針第4条第3項及び愛知工業大学研究活動不正防止規程第9条に定める研究データの管理について、保存又は開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法等についての指針を示し、適正な研究活動を推進することを目的として、愛知工業大学研究データポリシーに基づき研究データの管理等を遂行する上での役割と責任を以下に定める。

2 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「研究者」とは、愛知工業大学研究倫理指針第3条に定める者をいう。ただし、学部学生及び大学院学生の場合は、その責任範囲は指導教員の指示に基づくものとする。なお、収集・生成された研究データを本学が管理する場合には、他組織に所属する共同研究者等も研究者とすることとする。但し、契約等により別途定めがある場合は、その定めに従う。
- (2) 「研究データ管理責任者」（以下、「管理責任者」という。）とは、研究者のうち、研究データの管理並びに公開及び利活用について、統括的な権限と責任を持つ者をいう。複数の研究者から構成され、学術活動を推進するグループ（以下、「研究グループ」という。）内には必ず配置すること。
- (3) 「研究データ」とは、本学における研究の過程あるいは研究の結果として収集・生成される情報のうち、論文等で発表された研究成果に関するものであって、研究者等が当該研究の正当性を示すために必要となるものをいう。デジタルか否かは問わない。研究データには、収集又は生成したデータだけでなく、それらを解析又は加工して作成したデータも含まれる。
- (4) 「研究データ管理」とは、データの収集、生成、解析、加工、共有、保管、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをいう。
- (5) 「研究データの公開」とは、原則、当該データを広く一般に利用できる状態にすることをいう。
- (6) 「研究データの利活用」とは、公開した研究データ等からより多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをいう。

3 研究者の役割と責任

(1) 研究データの管理並びに公開及び利活用全般

研究者は、法令及び本学の規程に基づき、研究データの管理並びに公開及び利活用について責任を持って行う。

(2) 研究データの管理

管理責任者は、自らの研究グループにおける研究データ管理方針及び管理方法を記載した「データマネジメントプラン（DMP: Data Management Plan）」（以下、「DMP」という。）を研究開始時に作成し、責任を持って管理する。

(3) 研究データの保存

- ① 研究データは、それらを生み出した研究者自身が主たる責任をもち、利用・検証に役立つよう、かつ事後の改変が不可能な形で保存・管理しなければならない。ただし、すでに公開されており、一般に入手可能な資料についてはこの限りではない。

② 研究データは、研究者が異動又は退職により転出した場合も、本ガイドラインで定める期間は適切に管理しなければならない。

③ 研究データは、検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存するものとし、保存方法は、研究データの性質及び研究分野の特性に応じて研究室ごとに定める。

(4) 研究データの公開及び利活用

研究者は、研究データを可能な限り公開し利活用に供する。なお、研究者は、法令、規程及び契約に反しない範囲で、かつ研究分野の慣行等を踏まえた上で、原則として、愛知工業大学学術情報リポジトリを利用して裁量をもって公開を行う。

4 本学の役割と責任

本学は法令等の遵守及び研究データに関する説明責任を果たすため、以下を基本として環境整備を行う。

- (1) 研究者による研究データの管理等を支える体制や制度の整備
- (2) 研究データの管理等に関わる情報システムの整備
- (3) 研究データの管理並びに公開及び利活用全般に関する研修
- (4) 研究の公正及び研究の再現性に関する啓発活動
- (5) その他、学長が必要と認める事項

5 研究データの保存期間

研究データの保存期間は以下を原則とし、研究データの性質及び研究分野の特性に応じて研究グループごとに定める。ただし、研究者等がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げない。

- (1) 研究データのうち、文書、数値データ、画像等の「資料」については、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。ただし、保存スペースの制約など、社会通念上やむを得ない理由がある場合は、合理的な説明が可能な範囲で廃棄できることとする。
- (2) 研究データのうち、実験試料、標本等の「試料」及び「装置」については、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、不安定物質や実験により消費されてしまう試料等の保存・保管が本質的に困難なもの又は生物系試料等の保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。
- (3) 法令や契約等により別途定めがある場合はそれに従う。ただし、法令や契約等に定める保存期間が本ガイドラインに定める期間より短い場合、当該研究データに係る保存期間は、本ガイドラインに定める期間とする。

6 研究者の転入出に伴う本学の対応

研究者が所属を変更する場合の研究データの管理は、必要に応じて研究データの所在を把握する等の措置を講じ、転出（退職を含む）又は転入に係る相手先と協議のうえ、管理権限を決定するものとする。

7 その他

このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。

なお、社会状況、学術状況の変化、あるいは法及び倫理的要件の変化や愛知工業大学研究データポリシーの改正に応じ、適宜、本実施方針の見直しを行う。